## 福岡地方裁判所委員会(第55回)議事概要

1 開催日時

令和5年7月13日(木)午後2時00分から午後4時00分まで

2 場所

福岡高等・地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎共用室1(11階)

3 出席者

(委員)

田口直樹(委員長)、有馬久富、井野憲司、内田敬子、岡村耕二、黒川尚子、 中村年孝、野田律子、馬場宏明、林雅子、松尾重信、松熊健、百枝孝泰、吉村涼 (委員長以外の委員は五十音順)

(福岡地方裁判所)

事務局長花守英二、民事首席書記官北原正文

(福岡簡易裁判所)

簡易裁判所判事(司掌者)岸和田羊一、簡易裁判所判事須田啓之、首席書記官 二宮啓

(庶務:福岡地方裁判所事務局)

総務課長小田将士、総務課課長補佐栗山尚久

4 議題

民事調停の活用について

- 5 議事の概要
  - (1) 委員長あいさつ
  - (2) 新任委員の自己紹介 新たに任命された委員において、自己紹介がなされた。
  - (3) 議題の説明

簡易裁判所判事(司掌者)及び簡易裁判所首席書記官において、議題の説明がなされた。

(4) 民事調停室等の見学

手続案内窓口、民事調停書記官室、民事調停室及び待合室の見学がなされた。

## (5) 意見交換

【発言者の表示 ○:学識経験者委員、○:法曹委員、■:説明者】

- ◎ 平成11年から平成13年にかけて、一般調停の申立件数が激減している 原因は何か。
- 平成12年に特定調停の制度(債務整理の手続)ができ、多くの方々に利用された。推測であるが、平成11年までは一般調停の申立件数の中に債務整理の事件が含まれていたものと理解している。
- ◎ 一般調停の債務整理の事件が特定調停にシフトし、特定調停も時代とともに減少してきた。そうすると、現在の一般調停事件は債務整理以外の事案という理解か。
- そのとおりである。
- 民事調停が利用されない代わりに、民事訴訟が増えているという現状はないのか。
- 民事訴訟は、平成21年ころに簡裁・地裁ともに過払金返還請求訴訟が増え、事件数が増加した。平成25年から令和3年の統計では、簡裁は30万件程で横ばい状態であり、地裁は15万件程度から13万件程度に若干減少している。統計上は、民事調停が利用されない代わりに民事訴訟が増加したという関連性は見いだせない。
- 民事調停事件の申立件数は平成15年がピークとなり業務量も増加したと 思うが、職員の数など裁判所としてどのような対応をしていたのか。
- 一般的な話にはなるが、裁判所で扱う事件には増減の波があるので、特に 事件数の増加した部署には、人員を集めて処理態勢を整える等の対応がとら れることになる。また、調停事件の主力は調停委員であるが、調停委員は非 常勤であるため、事件数が増加し期日が多く入れば、登庁する頻度が高くな り、事件数が減少し期日が少なくなれば、登庁する頻度も低下することにな る。

- 民事調停という言葉は聞いたことがあるが、民事調停の入口である裁判所の窓口は敷居が高いというのが一般的な感覚だと思う。最近、弁護士へのアクセスはしやすくなっているが、弁護士に相談に行った際、民事調停の入口である裁判所の窓口に行くよう促すことはあるのか。また、民事調停は裁判所の窓口に行かなければ申し立てられない手続であるのか。
- ◎ 調停は話し合いによる解決を目指すものなので、その可能性があると思える場合に利用される手続であると思う。あるいは裁判しても権利関係がはっきりせず、話し合いの方が解決が見込まれるような場合に利用されることが多い手続であると考えている。弁護士のスタンダードな対応であるかは分からないが、弁護士が調停に適した事件と考える場合に調停の利用に向けた話をし、その中で、弁護士に依頼しない場合と弁護士に依頼する場合があること、弁護士に依頼する場合は費用が発生することを伝えている。また、調停手続は調停委員が仲介する制度であるため、相手と一対一で話をするよりは話がまとまりやすく、法的な知識がなくても自身で手続が可能であることを説明している。ただし、特定調停の申立てが多かった時代に自身で手続をすることも可能であると説明していたが、実際に自身で調停を申し立てる人は少なかったように感じている。
- ◎ 弁護士費用を負担するのが難しいという場合は、訴訟より調停の方がやりやすいと紹介することが多いと思う。訴訟の場合は、請求の趣旨、具体的には何を請求しているのかをきちんと特定する必要があるが、調停の場合は、おおまかな記載でも許されたり、証拠の提出を求められることなく受付してもらえる場合もある。弁護士から見ると弁護士なしでも申立てすることが可能であると思える事案がそれなりにあるが、文字をそれなりの量書かないといけない、決められた時間に行かないといけない、裁判所から送られてきた書類を読まないといけないなどは必要であるため、それを自身で行うことにハードルを感じる方は、それなりにいるのではないかと思う。したがって、モヤモヤしながら申立てをしないまま終わってしまう方もそれなりにいるの

ではないかという印象である。

- 裁判所では、書式を準備したり、窓口での手続案内を行ったりしているが、 そこに、裁判所が気づいていないハードルや敷居の高さがあれば、御意見を いただき、今後の運営の参考にしたいがいかがか。
- ◎ 法律相談のときに、最高裁判所のホームページをよく利用させていただいている。手続案内というページがあって、順序よく正しく進んでいくと、申立書とか管轄とか適切な説明にたどりつくことができる。ネットで「裁判所」と検索するだけで、かなり上位に表示される。ただし、それが最高裁判所のサイトで信用できるものであるということを多くの方が知らないのではないかと思う。上位に掲載される別のサイトを閲覧して、費用がかかると思われている可能性もあると感じている。また、裁判所の手続案内の入口に司法書士会のパンフレットが置いてあるが、弁護士会でも一定の範囲内で無料の法律相談を受けていただくことが可能であるため、同相談のパンフレットの備え置きを検討していただきたい。パンフレットを置いていただければ、弁護士会の法律相談も増え、弁護士が調停制度を案内できる機会も増えるのではないかと思う。
- 裁判所の手続案内では、公平性、中立性を保持する必要があるため、来庁 者の方が、御自身の立場に寄り添った相談を受けたいと考えている場合は、 弁護士会の法律相談を案内することが多い。
- ◎ 私が司法修習生のころは、裁判所の職員が、かなり親切に手続案内を行っていた。ただ、申立人側からすれば、裁判所の窓口に行けば、素人でも申立てができるようサポートしてもらえるということが知られていないので、どうすればよいのかわからず、それを弁護士に依頼すべきかどうかという話になり、最終的に裁判所の手続利用をあきらめるケースも多いと思われる。裁判所は、「分からなくても来てください。」という感じでアピールしてもよいのではないか。相手方は、申立てがあると裁判所や弁護士に相談に行くが、申立人側は、最初の一歩を踏み出せない方が多いと思う。

- 調停制度に対するイメージは今日の説明を聞いて変化したか。
- 調停の終局区分について、成立と不成立しかないと思っていた。調停に代わる決定があることを知らなかったため、皆さんに知っていただければと感じた。最近は御近所トラブルに関する相談が多くなってきており、調停を案内したいと思うが、トラブルに対峙している相手が調停に応じるかといった点に疑問もある。貸金の例で出頭しなくても調停に代わる決定ができる場合があると聞いたので、もし案内できる機会があれば、民事調停を案内しようと思う。
- 調停の申立てがあって、相手方が不出頭の割合はどれくらいあるのか。また、仮に不出頭の場合、裁判所として何か対処するのか。
- 自身が担当した民事調停事件の4月からの3か月の実績で言えば、不成立は14件で、そのうち8件が不出頭である。不出頭の場合に裁判所からアプローチ等はしていない。郵便で次回期日についてお知らせはするが、1回目に出頭しなかった人が2回目に出頭するとは考えにくいのが現実である。ただ、事案によっては、誤解によって出頭していないケースも考えられるため、そのような場合には、期日呼出状にコメントを付して送付することはある。
- 色々な取り組みも、関心がなければ奏功しないと思う。学校教育の中で機会を作ってもらえば、広く制度が行き渡るのではないかと思う。
- 相手方が不出頭の場合、法的に何か制裁等があるわけではなく、調停事件 が不成立で終了することになるのか。
- 調停事件には、出頭義務があり(民事調停規則8条1項)、不出頭であれば、過料という制裁が科される可能性はある(民事調停法34条)。しかし、制裁を科してまで出頭させても、果たして話し合いによる解決である調停が成立するかとの疑問もあり、実際に制裁を科した事例はないというのが現実ではないかと思う。
- 近隣トラブルやハラスメント問題の場合、双方の言い分が違うことが多い と思われるが、調停に向いている事案とそうでない事案があるか。

- 例えば、法的観点から申立ての趣旨が認められないケースがあるし、手元に支払うべき金銭がないなど、調停の成立が困難なケースもある。また、近隣トラブルの場合は、積年の問題もあり、話し合いによる早期解決が難しい場合もある。
- そもそも調停による合意が難しいような事案については、手続案内の段階で、最初から訴訟手続を案内することもある。しかし、調停が不成立となっても2週間以内に訴状の提出をすると訴訟の手続費用から調停申立て費用が減額されるので、合意の見込みがあれば、ひとまず調停制度を利用してみることも有用ではないか。
- (6) 次回テーマについて
  - 15周年を迎える裁判員制度の広報活動について